

第3回

(仮称) 北区公民連携推進条例制定に向けた検討会

北区 政策経営部 しごと連携担当課

令和7年8月25日(月) 18:30～

@北とぴあ14階 カナリアホール

委員名簿

区分	所属団体、役職など	氏名（敬称略）
学識経験者	東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授	矢部 智仁
学識経験者	多摩大学産官学民連携センター長	長島 剛
学識経験者	社会福祉法人東京都共同募金会常務理事・事務局長	枝見 太朗
民間団体等	東京商工会議所北支部会長	越野 充博
民間団体等	北区担い手みらい塾2025塾長	田辺 恵一郎
民間団体等	東京北区観光協会事務局長	杉山 徳卓
民間団体等	イオンリテール株式会社	多田 紗織
民間団体等	大日本ダイヤコンサルタント株式会社（飛鳥山公園P-PFI事業者）	無量井 春菜
金融機関	城北信用金庫	黒井 寿和
金融機関	瀧野川信用金庫	吉野 雅仁
公募委員		鵜名山 紀子
公募委員		大橋 貴尚
公募委員		鈴木 知子

次第

1.開会

2.議題

(1) 公民連携プラットフォームについて

(2) 民間提案制度について

3.その他

【報告】(仮称)北区公民連携推進条例の案文について

【依頼】次回に向けた公民連携ガイドラインのイメージ確認のお願い

4.閉会

検討事項に関連する用語の解説

プラットフォーム	地域の企業、金融機関、地方公共団体、大学等が集まり公民連携推進のノウハウ等を学ぶ勉強会や、具体的な行政課題や公民連携事例の共有、情報交換を行う活動の場。
民間提案制度	行政が抱える課題に対する提案や解決アイデアを募集する「テーマ型提案」と、テーマにとらわれず民間事業者の自由なアイデアを募る「フリー型提案」の2つの形式をとっているところが多い。提案された内容は、公民連携・庁内連携を所管する部署が窓口や庁内の関係部署との橋渡し役となり、実現に向けた検討や調整を行う。
随意契約	競争入札によらず、発注者が任意に契約相手を選んで契約を結ぶ方法。
競争入札	不特定多数の参加者を募り、その中から最も安価な提案を実施した業者と契約を締結する方法。
プロポーザル	随意契約の1種。価格（費用）だけで判断するのではなく、提案内容の質や実現可能性、技術力などを総合的に評価して契約相手を決める方法。
サウンディング	民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査。

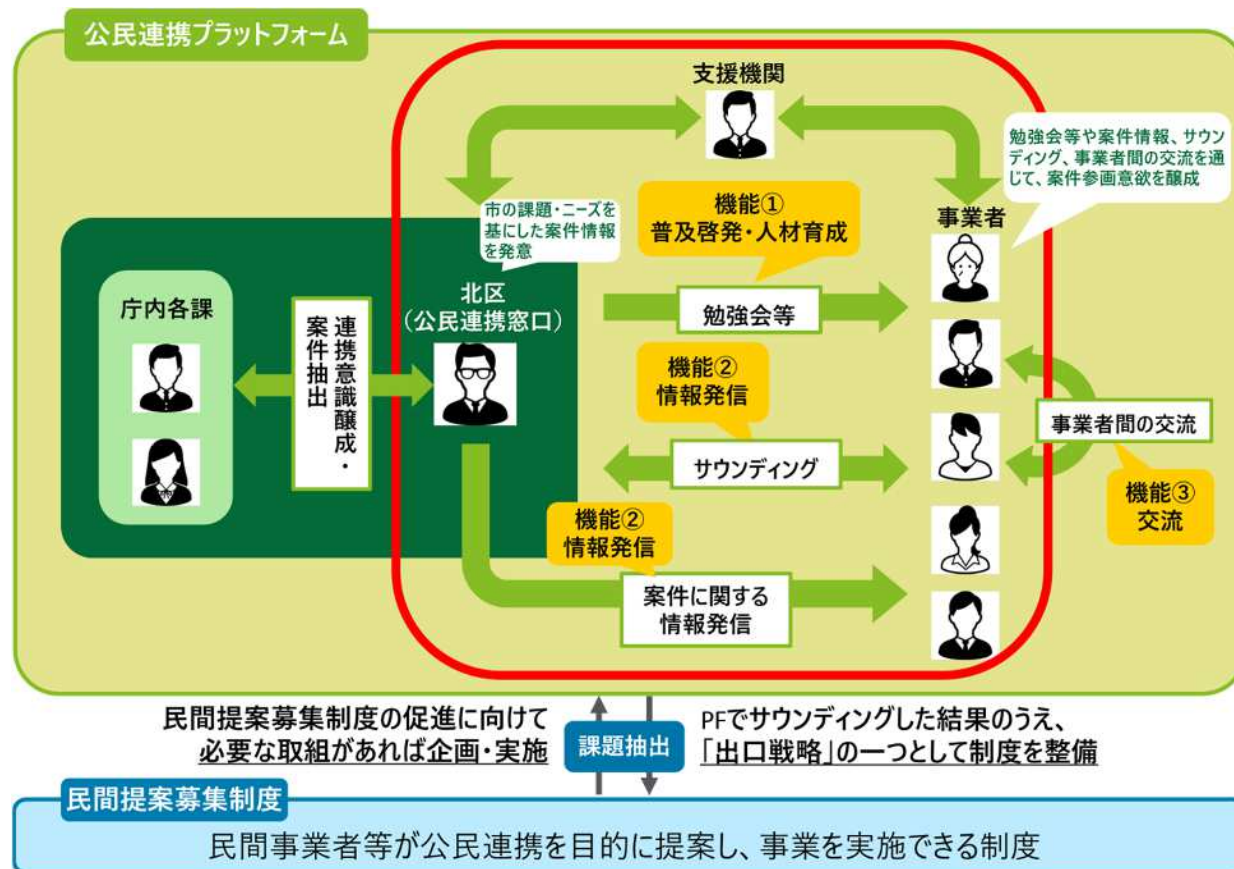


公民連携プラットフォーム について

2.議題(1)公民連携プラットフォームについて

- ・民間と行政が、地域をより良くするための議論・対話ができる場（年3～4回）
- ・1対1の相談、何かを決定する会議体ではなく、開かれたフラットな場で交流し、顔の見える関係づくりを促進

先進自治体事例（岡崎市）を参考にして、北区版とした場合のプラットフォームイメージ



※サウンディング
民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して
様々なアイデアや意見を把握する調査

「岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム」
スキーム図を一部改変
(出典)
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1425/p041280.html>

2.議題(1)公民連携プラットフォームについて

ex.岡崎市SDGs公民連携プラットフォームにおける取り組み事例
「敬信寮の利活用」について意見交換会を開催します。」

大切に受け継がれてきた寄宿舎「敬信寮」をリノベーション！

中学校の寮を活用して未来の額田を
盛り上げてください！



寮室×28



浴室×2



集会室

敬信寮は、昭和48年に設置され、額田中学校に通う生徒の寄宿舎として利用されてきましたが、寮生の減少や生活状況の変化を理由に令和5年度末をもって廃寮しました。施設はこれまで寮生によって大切に使用されてきたため、良好な状態です。

そこで、民間事業者様の資金やノウハウによって敬信寮を活用いただけるご提案をお待ちしています。岡崎市は、ご提案いただいた活用方法により賃貸借・売買などの手法を検討します。

「敬信寮の利活用」
現地見学会&意見交換会 10月17日(木)

現地見学会 13:00~13:30

場所：敬信寮 現地入口集合
(岡崎市陸山町京新田8-8)

意見交換会 14:00~15:30

場所：額田支所 集会室A・B
(岡崎市陸山町宇山ノ神2-1番地1)

お申し込みは
こちらから！



締切：10/9(水) 17:00

アイデアはいろいろ！広い空間を活用！

林業のための研修施設

学校給食を提供する
レストラン

キャンプ場・
アドベンチャー施設

コワーキングスペース

今までに
いただいた
ご意見

近くの企業で働く人の寮

工事現場の作業員のための宿舎

額田地域のコミュニティ施設

児童・生徒のための学習塾



施設概要

▼ 土地
所在地：岡崎市陸山町宇山ノ神33番3(ほか9筆)
登記面積：12,860㎡
アクセス：本宿駅から約7km、岡崎東ICから約4km

▼ 建物
構造：鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階建
建築年月：昭和48年3月
延床面積：2,827㎡
室数等：寮室28室、倉庫3室、洗濯室6カ所、乾燥室6カ所
浴室・脱衣所2カ所、便所8カ所、談話室2室
集会室、図書室、事務室、休憩室、面談室 各1室 等



額田の人にはおなじみの、思い出深い敬信寮。
これからの地域活性化のため、皆様の知恵をお貸しください。

(出典) <https://www.city.okazaki.lg.jp/l300/l303/l319/p041617.html>

2.議題(1)公民連携プラットフォームについて

🔍 公民連携プラットフォームに求められる機能とは？

デジタルプラットフォーム「my groove」を活用して、
プレプラットフォーム申込者等から意見を収集
(12月頃まで)

■ 北区プロジェクトページ
「北区の「ワクワク」する公民連携をともに考えよう！」
(<https://mygroove.city/organizations/24/projects/67>)

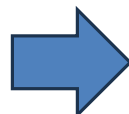
意見募集 募集中 2025-08-07

公民連携に向けて、どんな場があったら参加してみたいですか？

の し や 山 え

🗨️ 意見： 36

❤️ 2



☐ 具体的なテーマは無いが、様々な事業者と話せる場

22.6%

☐ 具体的なテーマをもとに、連携アイデアを話せる場

16.1%

☐ 行政の課題について詳細を聞くことができる場

22.6%

☐ 地域の人が感じている課題を聞くことができる場

22.6%

☐ 連携プロジェクトの事例が共有される場

12.9%

☐ その他

3.2%

様々な課題や現実をメンバーと共有しながら、その解決に向けた方針をディスカッションしあえる場があれば、とても魅力的だと感じます。

2.議題(1)公民連携プラットフォームについて

検討事項(ご意見いただきたいこと)

 公民連携プラットフォームの機能・役割等について

(ex.)

- ・先進事例、手法等の普及啓発による人材育成、担い手の発掘
- ・区の課題やニーズの情報発信
- ・公民、民民の交流機会

 ガイドラインで打ち出す、参画する民間事業者等のメリットについて

(ex.)

- ・区の課題等の解決に向けた取り組みへの参画
⇒信頼性・認知度の向上
- ・行政、他民間事業者等とのネットワーク形成
- ・区の課題やニーズを直接把握
⇒既存の技術やサービスの新たな活用方法、社会貢献活動、新規事業検討の契機に。

民間提案制度について

2.議題(2) 民間提案制度について

・機会をつくらなくても、地域をより良くするためのアイデアを随時出せる環境づくり

ex. 先進自治体事例 町田市「民間提案制度」



■町田市【テーマ型民間提案制度】募集テーマ（一部抜粋）

- ・スクール・アップサイクル ～不用物品から生まれる価値の再創造～ …学校の不用品をアップサイクルで新たな価値を生み出すアイデアを募集します。
- ・伐採樹木の活用…伐採樹木を、貴重な資源として活用していくための幅広いアイデア及び共に取り組む民間事業者を募集します。

（出典）町田市民間提案制度ガイドライン

<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/minkanteianseido/minkanteianseido.files/guidelinesv5.pdf>

【テーマ型民間提案制度】募集テーマ

<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/minkanteianseido/theme/index.html>

2.議題(2) 民間提案制度について

🔍 アンケート結果(先行自治体における民間提案制度運用状況について)

対象:民間提案制度運用自治体 47自治体

…都内自治体のほか、他道府県の民間提案制度検索上位自治体へ照会

ex.大東市、笠間市、川崎市、小田原市、富山県、さいたま市、所沢市、流山市、船橋市、我孫子市、泉南市、福井市、
射水市、甲斐市、明石市、三島市、生駒市、京都市、新潟市、春日市、神戸市

回答数:25自治体/47自治体

【主な設問】

Q.民間提案制度を実施する目的は何ですか。

Q.民間事業者にとってのインセンティブ(メリット)は何だとお考えですか。

Q.民間提案を受け入れる際に重視する一番のポイント

Q.提案事業者にどこまで支援・伴走していますか。

Q.提案事業実施の判断はどのようにしていますか。

Q.民間提案制度に期待することは何ですか。

Q.制度運用上の課題は何ですか。

Q.上記課題をクリアするために必要な取り組みは何だと考えていますか。

Q.過去に採用された民間提案の事例で好事例があれば、概要をご記入ください。

Q.改善の余地があった事例から得た教訓があれば、ご記入ください。

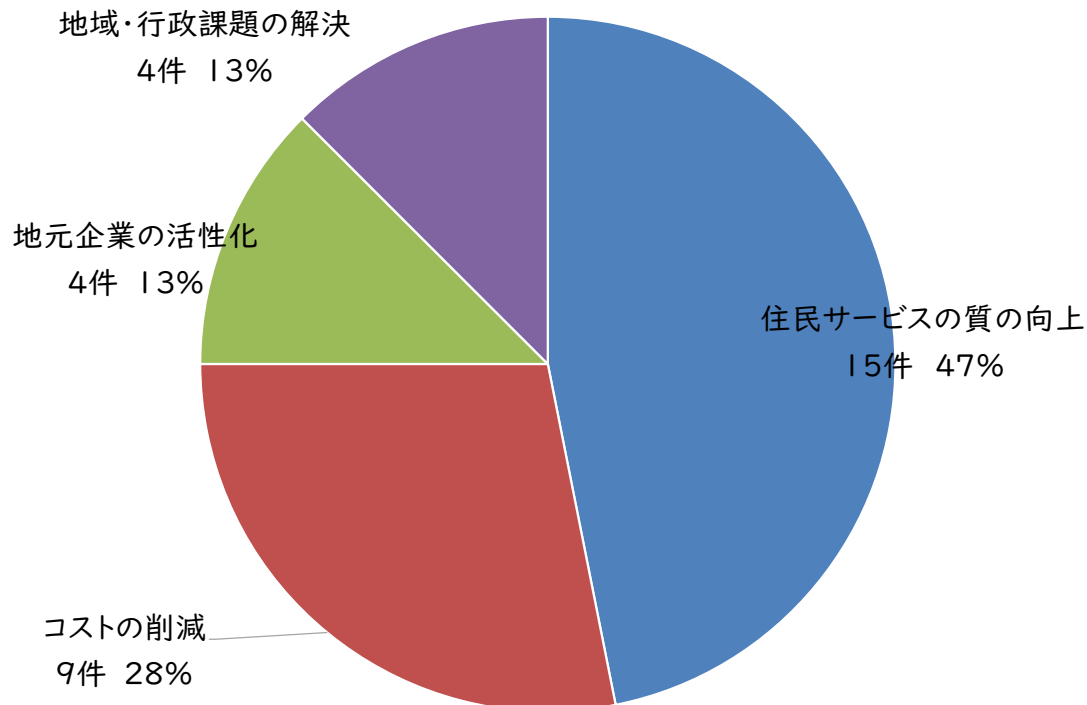
Q.民間企業からの提案を促すために行っている取り組みはありますか。

Q.職員の意識改革(機運醸成)のために行っていることはありますか。

2.議題(2) 民間提案制度について

🔍 アンケート結果(先行自治体における民間提案制度運用状況について)

①民間提案制度を実施する目的【複数回答可】



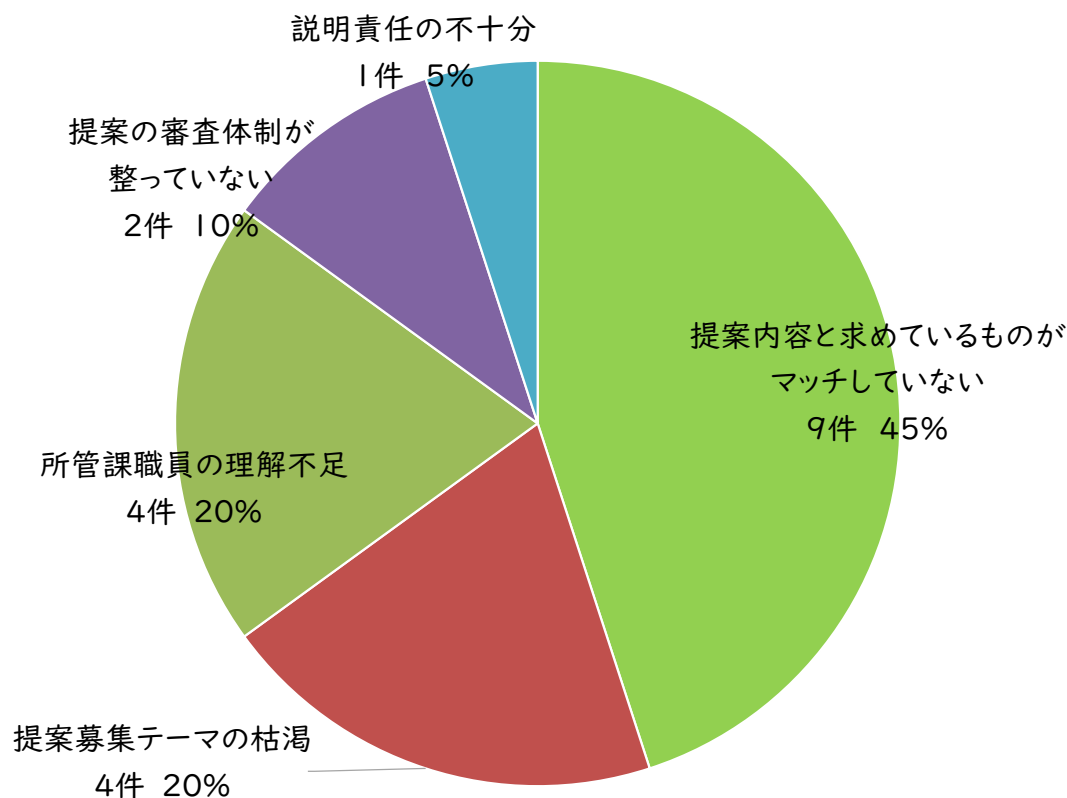
②民間事業者にとってのメリットは何だと思うか

- ・窓口の明確化
- ・予め決められた仕様書が存在しないため、独自の発想やノウハウを活かした提案が可能な点
- ・CSRとしての取り組みの発信、自社サービスの実証フィールドの確保、展開など
- ・行政との連携実績による信頼性の向上と社会的評価の獲得
- ・提案に対する見返り(随意契約保証、プロポーザルでの加点等)
- ・新たなビジネスチャンスの創出
- ・区からのリソース(フィールドやデータ)の提供や、広報支援、関係機関・大学などの区のネットワークへのつながり
- ・自治体のニーズの把握

2.議題(2) 民間提案制度について

🔍 アンケート結果(先行自治体における民間提案制度運用状況について)

③制度運用上の課題【複数回答可】



④過去に採用された民間提案の好事例

(ex.)

【中小規模建物における脱炭素化の推進】

・中小規模建物でもエアコンの省エネを簡素化・低コストで実現できるよう、ベンチャー企業と共同で実証実験を行うもの。

(概要)

・エアコン室外機の消費電力を制御し、省エネ効果を高めるIoT端末を区有施設に設置



空調の設定や操作は従来どおり行いながらIoT端末でクラウド通信により室外機の電力量を計測・制御



省エネによる電気料金の削減効果を原資に再生可能エネルギーの導入を図るサービスモデルの実証を行う。

【障害者の就労支援】

・障害者の就労支援の促進のため、企業と連携し、同社のオフィスに障害者就労支援事業所が出張し、物販会を開催。

2.議題(2)民間提案制度について

検討事項(ご意見いただきたいこと)

 民間提案制度に期待する効果、実施目的として掲げるもの

(ex.)

- ・多様化、複雑化するニーズに連携して取り組むことによる共通価値の創造
- ・行政コストの最適化
- ・渋沢翁の提唱する合本主義(社会的価値と経済的価値の両立)の継承

 ガイドラインで打ち出す、提案事業者のメリットについて

(ex.)

- ・区のリソースを最大限活用した採択事業のPR
⇒信頼性・認知度の向上
- ・新規サービス等の行政現場における実証⇒社会実装への足がかり
- ・提案内容が事業化されることで、公募(プロポーザル)の際に提案者は構想の熟度や実現性において優位性を発揮できること。

(仮称)北区公民連携推進条例 の案文について

3.その他（報告）（仮称）北区公民連携推進条例の案文について

 前回いただいたご意見を踏まえ、修正内容を法規担当へ確認中

第1条 目的

 前回お示した条文案

第1条 この条例は、全ての公民連携手法に通じる基本的事項を定めることにより、区民サービスのさらなる質の向上並びに地域の価値の向上を図り、もって区が目指す将来像を実現するとともに、未来に向けて進むまちを形成することを目的とする。

委員の皆さまからの意見

- ・民間事業者や一般区民にとって、わかりやすいものか、貢献するイメージができるかどうかの視点が必要。
- ・行政が民間からの投資や出資を促し、地域課題の解決を目指すという意図を明確に表現すべき。
- ・公と民の意欲を高いレベルで揃え、「さらなる」の部分を一緒に考えていくことが重要。
- ・公民がそれぞれの強みを持って連携を進めていくというメッセージを条例に含めるべき

第3条 基本方針

 前回お示した条文案

第3条 区長は、第1条に規定する目的の達成が見込まれる事業について、公民連携の可能性を検討し、可能な限り公民連携事業として実施することを目指すものとする。ただし、法令等により区が直接実施することなどが規定されている事業及び事務は除く。

2 本条例に基づくすべての規定は、これを不退転の決意をもって実行するものとする。

委員の皆さまからの意見

- ・「可能な限り」という表現が強く、全ての事業を公民連携で行わなければならないと受け取られる可能性がある。
- ・単独でやるよりも良い結果が想定される場合に公民連携の手法でやろうというニュアンスを入れるべき。

3.その他（報告）（仮称）北区公民連携推進条例の案文について

第4条 公民連携事業の原則

📄 前回お示した条文案

第4条 区は民間事業者等と次に掲げる原則にのっとり公民連携事業を推進する。

- (1) 区と民間事業者等の双方が課題と目標を共有し、お互いのメリットを見出すものとする。
- (2) 区は民間事業者等と公民連携事業の実現に向けた対話を積極的に行うこととする。
- (3) 区は全ての民間事業者等の提案の機会を確保すること。
- (4) 区は公民連携を行うにあたっては、透明性の確保を基本とすること。
- (5) 区と民間事業者等は、適切な役割分担と責任について合意し、明確化すること。

💬 委員の皆さまからの意見

- ・ サービスを受ける「区民の目線」が抜けているのでは。
- ・ 民間事業者の責任も明確に記述すべき。
- ・ 区の役割として、規制緩和やリスク管理、ステークホルダー間の調整が重要であり、区の責務として明記すべき。